

概要
版

瀬戸内町 2024年度～
2033年度

男女共同参画 推進総合計画

男女共同参画基本計画

職場におけるジェンダー平等推進計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

困難な問題を抱える女性支援計画

はじめに

我が国におけるジェンダー平等・男女共同参画推進の取組は、憲法の「個人の尊重」と「法の下での平等」に依拠して行われてきましたが、その取組に具体的法的根拠を与えたのが1999年に成立した男女共同参画社会基本法です。

この年、地方分権一括法も成立し、地域社会の多様な個性を尊重する住民の主導と共同参画による民主主義社会の実現に向けた変革がスタートしました。この社会の創造は、男女共同参画の実現なしには完成しないことから、法制定過程から、地方公共団体には、旧来の性別役割分担の意識と現状を改めつつ、男女が共に地域社会を支え発展させていくための更なる自覚的な努力が強く要請されました。

これを受けて制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、そのための取組が国、地方公共団体及び国民の責務として規定されています。

その後、関連する法制度の整備は進み、2015年には国連において人権確立とジェンダー平等が通底するSDGsも策定されたことなどにより、取組と社会的理解の進展は見られますが、固定的な性別役割分担意識やジェンダー格差に起因する地域課題や生活課題は解消には至らず、そのことが地域の活力も削いでいます。

本町では、これらの解消を図り、誰もが生き生き暮らすことができる地域を目指すため、2024年3月に男女共同参画推進総合計画を策定しました。この計画に基づき住民の皆様と共に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

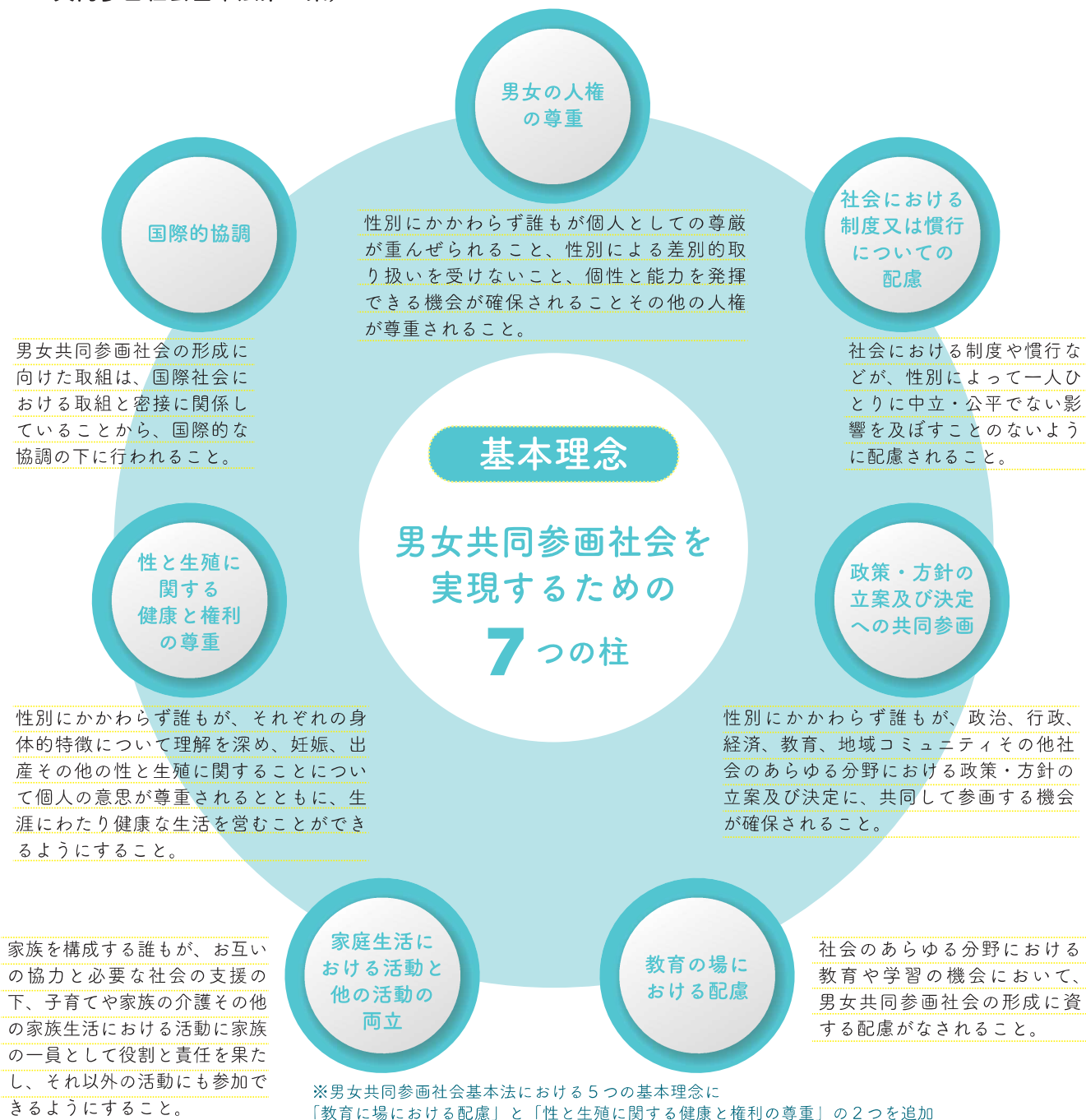
2024年3月

目次

◆ 計画の基本理念と目指す地域の姿	1
◆ 計画の策定趣旨と性格	2
◆ 計画の体系	3
◆ 重点目標Ⅰ	6
◆ 重点目標Ⅱ	7
◆ 重点目標Ⅲ	8
◆ 重点目標Ⅳ	9
◆ 重点目標Ⅴ	10
◆ 重点目標Ⅵ	11
◆ 重点目標Ⅶ	12
◆ 数値目標	13

計画の基本理念と目指す地域の姿

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）



目指す地域の姿

基本理念を踏まえた本計画の推進により、以下の地域を目指します。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され

- 誰もが夢や希望を持って、多様な生き方を選ぶことができる地域
- 誰もが個性と能力を発揮でき、責任を分かち合い、支え合える地域
- 誰もが安全・安心に暮らすことができる地域

1999 年の男女共同参画社会基本法制定後、男女共同参画社会の形成に向けた関連法制度の整備が進み、国と各自治体は、男女共同参画基本計画及びそれら関連法に基づく計画を策定し、施策を展開してきました。

本町でも、「第一次男女共同参画基本計画」（2014～2018年度）及び「第二次男女共同参画基本計画」（2019～2023年度）を策定し、啓発を中心に取り組んできましたが、第二次計画が2023（令和5）年度に終期を迎えることから、この間の社会経済情勢の変化や法制度の整備、住民意識の変化を含む本町の現状を踏まえ、男女共同参画を総合的・計画的に推進するため、2024（令和6）年度を初年度とする新たな計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けて、本町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を立て、その主流化を図るための基本的かつ総合的な計画として、政策の全体的な枠組み、方向性及び取組内容を示します。

さらに、男女共同参画社会の形成に直接的な影響を及ぼす施策の推進を図るための個別計画としても位置付けることで、計画の名称を「男女共同参画推進総合計画」としました。

なお、計画の策定に当たっては、住民意識調査の合同実施を含め、奄美大島4町村が連携・協働しました。

【本計画が包含する計画とその根拠法】

- ・男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法）
- ・職場におけるジェンダー平等推進計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
- ・困難な問題を抱える女性支援計画（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

ジェンダーバイアスとジェンダーギャップ

人には生物学的な性別がある一方、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」といった性別＝**ジェンダー**があります。

男性だから、女性だから「こうあるべき」と規定することが、性別によって役割を固定化し、個人の可能性や仕事の選択を狭めるとともに、差別や偏見を生み、不平等や格差※1につながっています。

そして、そのことが、個人の生きづらさだけでなく、様々な社会課題を引き起こし、地域の活力を削いでいます。

ジェンダー平等の実現は、SDGs※2にも通底しているとおり、持続可能な社会・経済の必須要件であることが国際社会では定着しています。しかし、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダーギャップ指数」※3で日本は最低レベルであり、ジェンダーによる格差が、国内経済が低迷し、国際競争力が低下した大きな要因の一つとされています。

※1: 男女の役割や性差についての固定的な思い込みや差別・偏見を「ジェンダーバイアス」、性別（ジェンダー）による格差のことを「ジェンダーギャップ」と言います。

※2: 国連で2015年に採択された2030年までの持続可能な開発目標

※3: 世界経済フォーラムが毎年発表している男女格差の度合いで、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出。日本は、2023年は146か国中125位で、特に政治と経済分野の値が低くなっています。

計画の体系

重点目標Ⅰ

ジェンダー平等意識の浸透

施策の方向1

子どもの頃からの
ジェンダー平等教育の推進

施策

- ①教育・保育関係者の男女共同参画に関する正しい理解の促進
- ②ジェンダー平等の視点を立てた学校・幼稚園・保育所の運営と教育活動
- ③子ども達がジェンダー平等を学ぶ機会の提供

施策の方向2

住民のジェンダー平等教育・
学習の推進

施策

- ①生涯学習・社会教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供
- ②家庭教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供

施策の方向3

役場における男女共同参画・
ジェンダー平等に関する理
解の浸透

施策

- ①役場職員の男女共同参画・ジェンダー平等に関する正しい理解の浸透
- ②ジェンダー統計を踏まえた施策の立案

施策の方向4

男女共同参画・ジェンダー
平等に関する広報・啓発の
推進

施策

- ①広報媒体を活用した男女共同参画に関する広報・啓発
- ②イベントやメディア、図書等を活用した男女共同参画に関する広報・啓発
- ③住民との協働による男女共同参画に関する広報・啓発活動の促進

施策の方向5

性別により格差や不平等が
生じないための制度・慣習
の見直し・制定

施策

- ①集落、各種団体における男女共同参画の視点を踏まえた制度・慣習等の見直し
- ②役場における男女共同参画の視点を踏まえた制度等の整備

施策の方向6

福祉分野におけるジェン
ダー平等の浸透

施策

- ①男女共同参画の視点に立った福祉サービスの提供

施策の方向7

性の多様性についての理解
促進と尊重される環境整備

施策

- ①性の多様性についての啓発
- ②性の多様性が尊重される学校・職場・地域の環境整備

重点目標Ⅱ

様々な分野における男女共同参画の 促進と方針等決定過程への女性の参画拡大

施策の方向1

女性の参画拡大・登用促進
の機運醸成

施策

- ①女性の参画拡大・登用促進に向けた広報・啓発

施策の方向2

各分野における多様な人材
の確保・育成

施策

- ①性別にかかわらず多様な専門人材の育成
- ②保健医療・福祉分野における人材の確保
- ③農業における女性の担い手の確保・育成
- ④建設業における女性の人材の確保・定着
- ⑤その他産業における女性の人材の確保
- ⑥地域活動の担い手育成・支援
- ⑦女性のネットワークづくりの支援

施策の方向3

職場や地域における女性の
参画拡大

施策

- ①事業所等における女性の登用促進
- ②集落運営における女性の参画促進

施策の方向4

政治・行政への女性の参画
促進

施策

- ①政治・行政に対する関心の向上
- ②政治・行政に関する知識の習得

施策の方向5

役場における女性登用の推進

施策

- ①女性の職員の採用・育成・登用の推進
- ②審議会等委員への女性の登用推進

計画の体系

重点目標 III

働きやすく、働きがいのある働きたい職場づくり

施策の方向1

ジェンダー平等実現に向けた職場の意識と風土の改革

施策

- ①職場におけるジェンダー平等や女性の能力発揮に対する理解促進
- ②職場におけるジェンダーバイアスの解消とハラスメント防止の取組促進

施策の方向2

ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進

施策

- ①事業所における就業制度の整備や働き方改革の促進
- ②自営業におけるワーク・ライフ・バランスの取組促進

施策の方向3

一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場づくりの促進

施策

- ①事業所における公平な人事制度の整備の支援
- ②事業所における多様な人材の育成・活用の支援

施策の方向4

就労の機会と環境の確保

施策

- ①求職者の就職支援
- ②多様な働き方を実現するための環境整備

施策の方向5

就労に必要な知識やスキルの向上

施策

- ①労働関連法制度の普及
- ②就労に関する相談対応
- ③就労に必要なスキル習得の支援
- ④起業の支援
- ⑤女性をはじめ働く人のネットワークづくりの支援

施策の方向6

職業生活と家庭生活を両立できる環境整備

施策

- ①子どもの保育の質の向上と保護者が仕事と育児を両立できる環境整備
- ②児童の放課後等の居場所づくり
- ③要介護者の生活の質の向上と介護者が仕事や家庭生活と介護を両立できる環境整備
- ④地域で育児や介護を共に支える仕組みづくり
- ⑤男性の家事・育児・介護等への参加促進
- ⑥育児・介護制度の普及
- ⑦安心して職業生活と家庭生活を送るための社会資本の整備
- ⑧役場におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進

重点目標 IV

生涯を通じた健康づくり

施策の方向1

身体的性差とジェンダーに配慮した健康づくりの促進

施策

- ①健康に関する知識の普及と健康づくりの啓発

施策の方向2

身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診と医療保健・相談体制の整備

施策

- ①身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診の実施
- ②身体的性差とジェンダーに配慮した医療保健・相談体制の整備

施策の方向3

妊娠・出産に係る健康支援

施策

- ①妊娠・出産・産後期の健康管理や医療体制の整備
- ②不妊治療の支援

施策の方向4

ジェンダー平等を基盤とした性教育の推進と性に関する正しい知識の普及

施策

- ①子どもの年齢に応じたジェンダー平等を基盤とした性教育の推進
- ②大人の性教育の推進

施策の方向5

男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進

施策

- ①性別による身体的特性や健康状況、運動習慣等の違いを踏まえたスポーツ指導
- ②生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備

計画の体系

重点目標 V

ジェンダーに起因する暴力の根絶

施策の方向 1

暴力を容認しない意識の醸成

施策

- ①暴力を容認しない人権教育・啓発の推進
- ②人権尊重の啓発

施策の方向 2

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

施策

- ①DV・デートDV防止のための教育・啓発
- ②DV・デートDV被害者の相談対応
- ③DV・デートDV被害者の安全確保、心身の健康回復と生活安定に向けた支援
- ④家庭内のDVにより傷ついた子どもの支援
- ⑤DV・デートDV被害者の相談支援体制の充実

施策の方向 3

性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者支援

施策

- ①性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための教育・啓発と環境整備
- ②性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等被害者の相談対応・支援

重点目標 VI

男女共同参画の視点を踏まえた生活上の困難な問題の解消

施策の方向 1

女性が抱える生活上の困難な問題への理解促進

施策

- ①女性が抱える複合的な生活上の困難な問題の背景にあるジェンダー問題への理解促進

施策の方向 2

生活上の困難な問題を抱える女性の相談支援体制の充実

施策

- ①男女共同参画に視点を立てた生活上の困難な問題を抱える女性の相談支援体制の整備

施策の方向 3

生活上の困難な問題を抱える女性の生活・就労支援

施策

- ①生活上の困難な問題を抱える女性の生活の安定に向けた支援
- ②生活上の困難な問題を抱える女性の就労支援

施策の方向 4

男女共同参画の視点を踏まえた困難な問題を抱える人の支援

施策

- ①ひとり親の支援
- ②社会的に孤立している人、ヤングケアラーの支援
- ③暴力の被害者の支援〔重点目標Vの再掲〕

重点目標 VII

協働・協創による持続可能な地域経営の推進

施策の方向 1

住民による男女共同参画の推進のための活動促進

施策

- ①男女共同参画を推進する活動を行う人材や団体の育成
- ②住民による男女共同参画を推進するための活動との連携

施策の方向 2

男女共同参画による地域活動の展開

施策

- ①地域経営や地域活動における男女共同参画の視点の必要性への理解促進
- ②地域活動におけるジェンダーバイアスの解消と意思決定過程への女性参画拡大に向けた取組

施策の方向 3

男女共同参画の視点に立った災害対応

施策

- ①防災対策の立案・決定過程における女性の参画拡大
- ②消防組合や消防団への女性の参加促進
- ③性別に配慮した災害への備え
- ④男女共同参画の視点を踏まえた復旧・復興・被災者支援

施策の方向 4

環境対策における男女共同参画の推進

施策

- ①人と自然の共生、生活・経済と環境の両立を図る取組
- ②自然環境保全に向けた人材育成

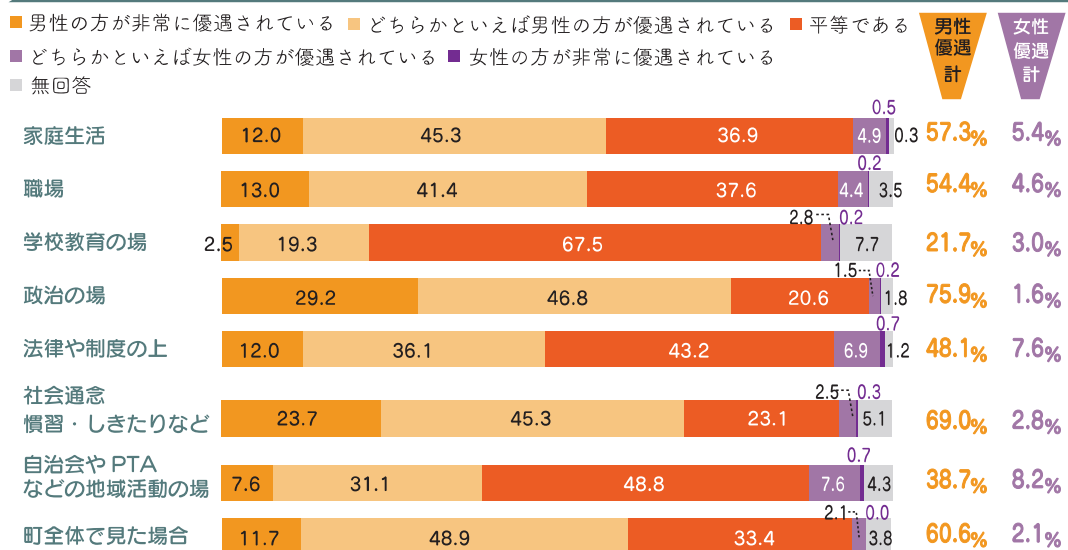
重点目標

ジェンダー平等意識の浸透

男女共同参画・ジェンダー平等の理解を深め、ジェンダーバイアスの解消を目指します。

現状

男女の地位の平等感 2023年「男女共同参画に関する住民意識調査」瀬戸内町



「男性（夫）は外で働き、女性（妻）は家庭を守るべきである」という考え方

2023年「男女共同参画に関する住民意識調査」瀬戸内町

賛成+

どちらかといえば賛成

女性

男性

21.6% 33.6%

反対+

どちらかといえば反対

女性

男性

76.4% 65.7%

施策の方向1

子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進

子ども達が、ジェンダー平等意識とその実現のための実践力を育み、性別にかかわらず、その個性や能力を発揮し、生き方や働き方を主体的に選択できるように、子ども達に関わる大人が、男女共同参画・ジェンダー平等について正しく理解し、ジェンダー平等が保障される環境で子ども達の確かな学びの機会を確保します。

施策の方向2

住民のジェンダー平等教育・学習の推進

住民が、ジェンダー平等・男女共同参画を正しく理解し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づくことで、その解消や男女共同参画の推進のための行動につながるように、確かな学びを提供します。

施策の方向3

役場における男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解の浸透

役場が男女共同参画社会の形成のために施策を策定・実施するため、男女共同参画・ジェンダー平等について職員の正しい理解の浸透を図ります。また、職員はジェンダー統計を踏まえて、全ての施策の実施にあたり男女共同参画の視点を通します。

施策の方向4

男女共同参画・ジェンダー平等に関する広報・啓発の推進

各種広報媒体等を活用するほか、住民の活動と連携し、男女共同参画・ジェンダー平等の推進のための広報・啓発を行います。また、役場が発信する情報がジェンダーバイアスを助長することがないように、チェック機能の充実を図ります。

施策の方向 5

性別により格差や不平等が生じないための制度・慣習の見直し・制定

集落の制度や慣習、役場の施策・事業等によって性別による格差や不平等が生じないように、必要に応じて適切な見直しを行います。

施策の方向 6

福祉分野におけるジェンダー平等の浸透

住民の生活を身近に支える福祉施設や福祉事業所において、男女共同参画の視点でサービスが提供されるように、関係者に学びの機会を提供します。

施策の方向 7

性の多様性についての理解促進と尊重される環境整備

多様な性のあり方が尊重され、性的指向や性自認による差別や偏見を解消するための啓発に取り組みます。また、児童生徒に多様な性に配慮した平等・公平な教育環境を提供するため、教職員の理解の深化を図ります。

重点目標

II

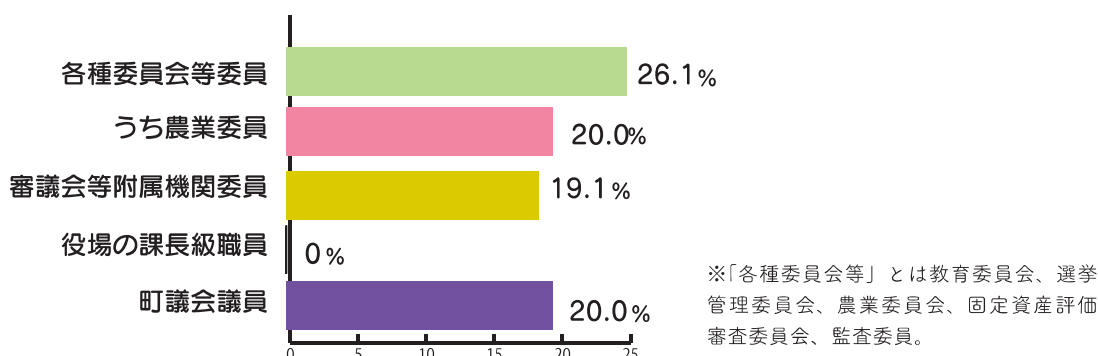
様々な分野における男女共同参画の促進と

方針等決定過程への女性の参画拡大

誰もが地域の担い手として様々な分野に参画し、責任を分かち合う地域を目指します。

現状

政策立案・決定過程における女性の参画状況（2023年3月末現在：瀬戸内町）



施策の方向 1

女性の参画拡大・登用促進の機運醸成

住民が様々な分野への女性の参画拡大の必要性について理解するために、広報・啓発や情報提供を行います。

施策の方向 2

各分野における多様な人材の確保・育成

地域の保健医療・福祉、各種産業及び地域活動を支える人材を性別にかかわらず確保し、育成します。

施策の方向 3

職場や地域における女性の参画拡大

事業所や各種団体の役員や管理職、集落の役員等への女性の登用を促進します。

施策の方向 4

政治・行政への女性の参画促進

政治・行政分野に対する子どもを含めた住民の関心を高め、女性の参画を促進します。

施策の方向 5

役場における女性登用の推進

事業所等に率先して、役場における女性の登用を推進します。

重点目標

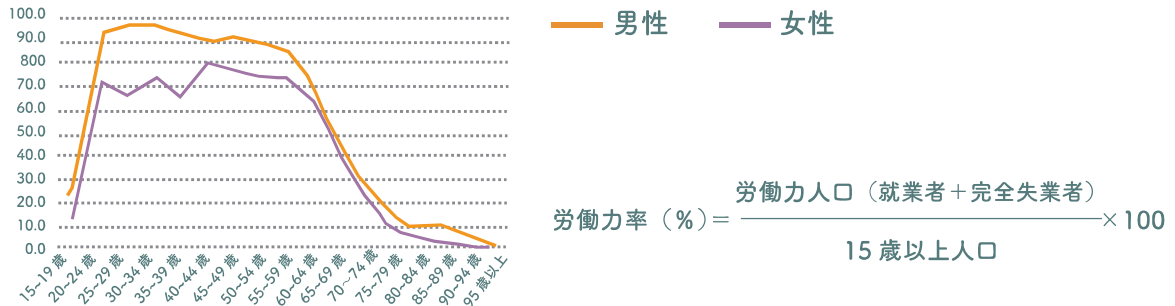
III

働きやすく、働きがいのある働きたい職場づくり

誰もが能力を発揮した自己実現や仕事と家庭の両立、生活の安定を実現できる職場づくりを目指します。

現状

男女別年齢階級別労働力率（瀬戸内町）「令和2年国勢調査」総務省



夫と妻の1日当たりの家事関連時間（鹿児島県）「令和3年社会生活基本調査」総務省

共働き世帯

女性
235分

男性
49分

妻の
分担割合

82.7%

夫が有業で妻が無業

女性
400分

男性
54分

妻の
分担割合

88.1%

施策の方向1

ジェンダー平等実現に向けた職場の意識と風土の改革

職場におけるジェンダーギャップの解消や女性が能力を発揮できる環境整備を促進するため、事業所等にそれに関する情報や研修機会の提供等を行います。

施策の方向2

ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進

従業員の柔軟な働き方を可能にし、ワーク・ライフ・バランスを実現させるための事業所の取組を支援します。

施策の方向3

一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場づくりの促進

事業所における性別にかかわらず従業員が能力を発揮できる職場づくりを支援します。

施策の方向4

就労の機会と環境の確保

仕事や仕事の場所を求める人に対して、多様なニーズを踏えた支援を行います。

施策の方向5

就労に必要な知識やスキルの向上

働く上で必要な知識やスキルの習得、起業、働く女性同士のネットワークを支援するとともに、就労に関する相談に対応します。

施策の方向6

職業生活と家庭生活を両立できる環境整備

職業生活と家庭生活を共に安心して送れるよう、地域の支え合いを維持するとともに、育児や介護をサポートする施設やサービスなどの環境整備を行います。

重点目標 IV

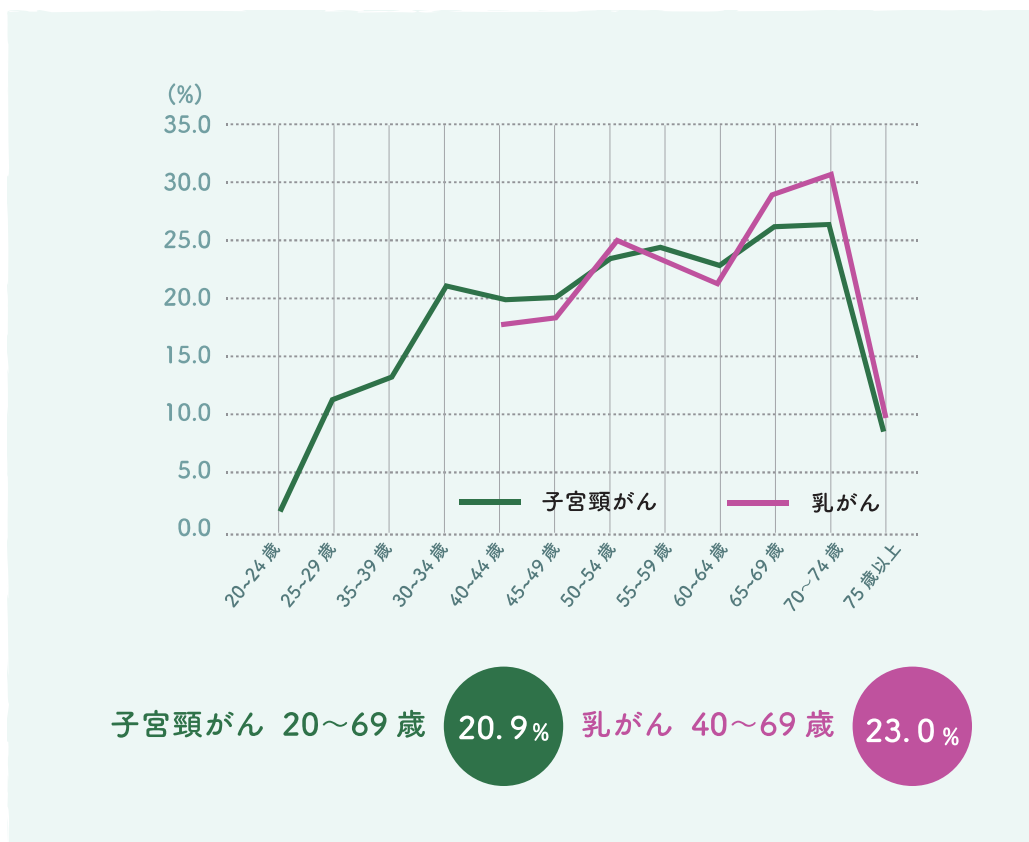
生涯を通じた健康づくり

身体的性差とジェンダーに配慮し、誰もが心身の健康を維持・増進できる地域を目指します。



現状

年齢階級別子宮頸がん・乳がん検診受診率（2022年度：瀬戸内町）



施策の方向 1

身体的性差とジェンダーに配慮した健康づくりの促進

身体的性差とジェンダーに配慮した健康づくりの啓発を行います。

施策の方向 2

身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診と医療・保健、相談体制の整備

身体的性差とジェンダーに配慮した健診・検診や医療・保健、相談の体制を整えます。

施策の方向 3

妊娠・出産に係る健康支援

妊娠、出産に係る支援を行います。

施策の方向 4

ジェンダー平等を基盤とした性教育の推進と性に関する正しい知識の普及

一人ひとりのウェルビーイング※の実現に向けて性について正しく理解するため、ジェンダー平等や性の多様性、自己決定などを含む人権尊重を基盤とした性教育の機会を子ども達をはじめ住民に提供します。

施策の方向 5

男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進

誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう、男女共同参画の視点を踏まえた指導人材の育成や環境整備を行います。

※個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好（「幸せ」）な状態に持続的にあること。

重点目標 V

ジェンダーに起因する暴力の根絶

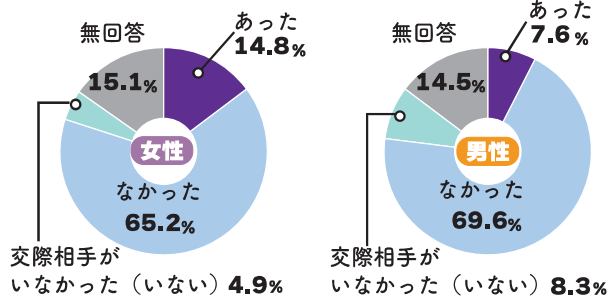
DV や性暴力・性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどジェンダーに起因する暴力を防止するとともに、被害者を支援し、誰もが安全・安心に暮らせる地域を目指します。

現状

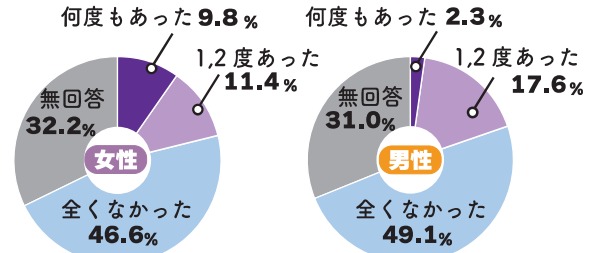
交際相手や配偶者等から 暴力や嫌がらせを受けた経験

2023 年「男女共同参画に関する住民意識調査」瀬戸内町

● 10 代又は 20 代に交際相手や 元交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験



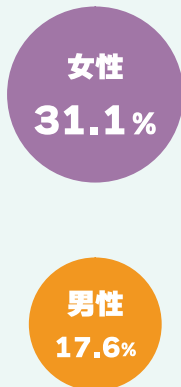
● 配偶者や元配偶者等から暴力を受けた経験



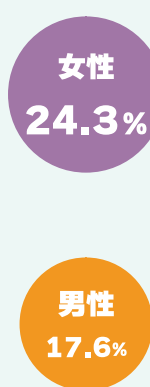
交際相手や配偶者等から 暴力や嫌がらせを受けた時の相談先

2023 年「男女共同参画に関する住民意識調査」瀬戸内町

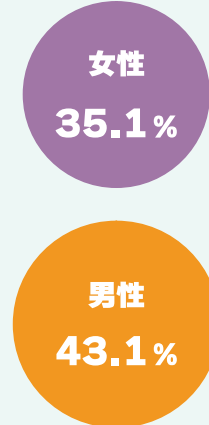
友人、知人に相談した



家族や親戚に相談した



どこ（だれ）にも相談 しなかった（できなかった）



施策の方向 1

暴力を容認しない意識の醸成

地域において、暴力を容認しない人権意識の醸成を図ります。

施策の方向 2

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

配偶者や元配偶者からの暴力、交際相手や元交際相手からの暴力を防止するとともに、それらの被害者の安全確保と生活の安定を支援します。

施策の方向 3

性暴力・性犯罪、ストーカー行為、 セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者支援

性暴力・性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春、人身取引などの暴力を防止する啓発を行うとともに、被害者の相談対応と支援を行います。

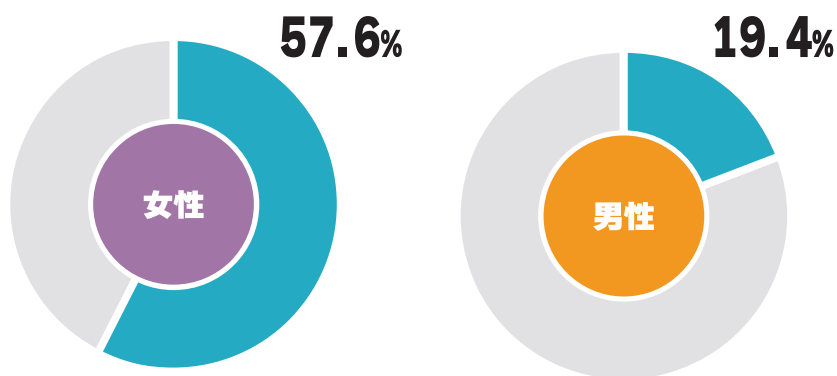
重点目標 VI

男女共同参画の視点を踏まえた生活上の困難な問題の解消

ジェンダーに起因する生活上の困難な問題の解消とそれを抱える住民の支援により、誰もが生活の安心と安定を実感できる地域を目指します。

現状

雇用者に占める非正規雇用者の割合（瀬戸内町）「令和2年国勢調査」総務省



民営事業所における一般労働者の賃金の状況（鹿児島県）「令和4年賃金構造基本統計調査」厚生労働省



施策の方向1

女性が抱える生活上の困難な問題への理解促進

女性が複合的な生活上の困難な問題を抱えやすい背景には、社会におけるジェンダーギャップやジェンダーバイアスがあることについての理解を深めます。

施策の方向2

生活上の困難な問題を抱える女性の相談支援体制の充実

生活上の困難な問題によって生きづらさを抱える女性の相談支援体制を充実します。

施策の方向3

生活上の困難な問題を抱える女性の生活・就労支援

女性が抱える困難や生きづらさの背景にある問題の解消、安定した生活と就労を支援します。

施策の方向4

男女共同参画の視点を踏まえた困難な問題を抱える人の支援

生活上の困難な問題を抱える人を、その問題の背景にあるジェンダーギャップやジェンダーバイアスを踏まえて支援します。

重点目標 VII

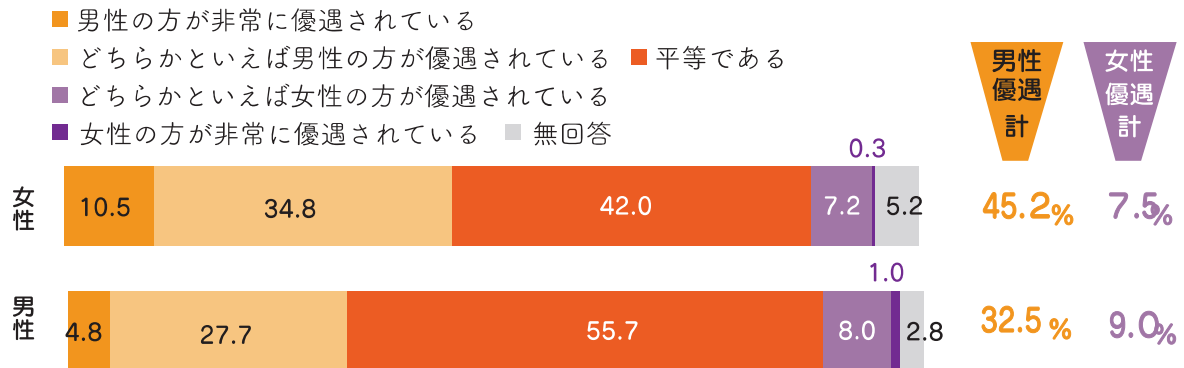
協働・協創による持続可能な地域経営の推進

地域の多様な主体が、男女共同参画の視点を踏まえてコミュニティを含めた地域の経営に協働で取り組み、持続可能な地域の創造を目指します。

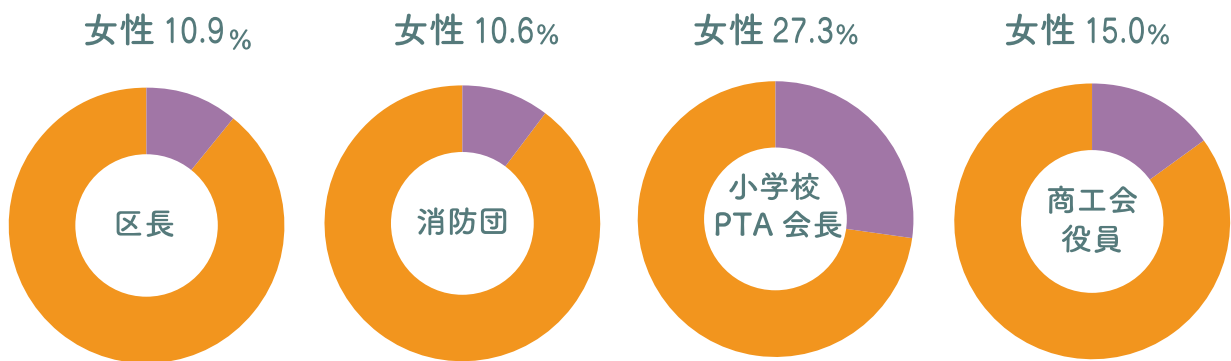
現状

自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感

2023年「男女共同参画に関する住民意識調査」瀬戸内町



地域活動組織・団体への女性の参画状況（2023年：瀬戸内町）



施策の方向 1

住民による男女共同参画の推進のための活動促進

地域における男女共同参画を推進するための住民の主体的な活動を促進します。

施策の方向 2

男女共同参画による地域活動の展開

持続可能な地域経営や地域づくりのために、男女共同参画の視点の定着を図り、男女の積極的な参画を促進します。

施策の方向 3

男女共同参画の視点に立った災害対応

日常のジェンダーギャップやジェンダーバイアスは、災害という非常時には助長・強化され、多くの困難な問題を引き起こし、人々の災害からの回復や復興を阻害することから、日常からその解消を図ることはもちろんのこと、災害時の困難な状況を回避する備えを行います。

施策の方向 4

環境対策における男女共同参画の推進

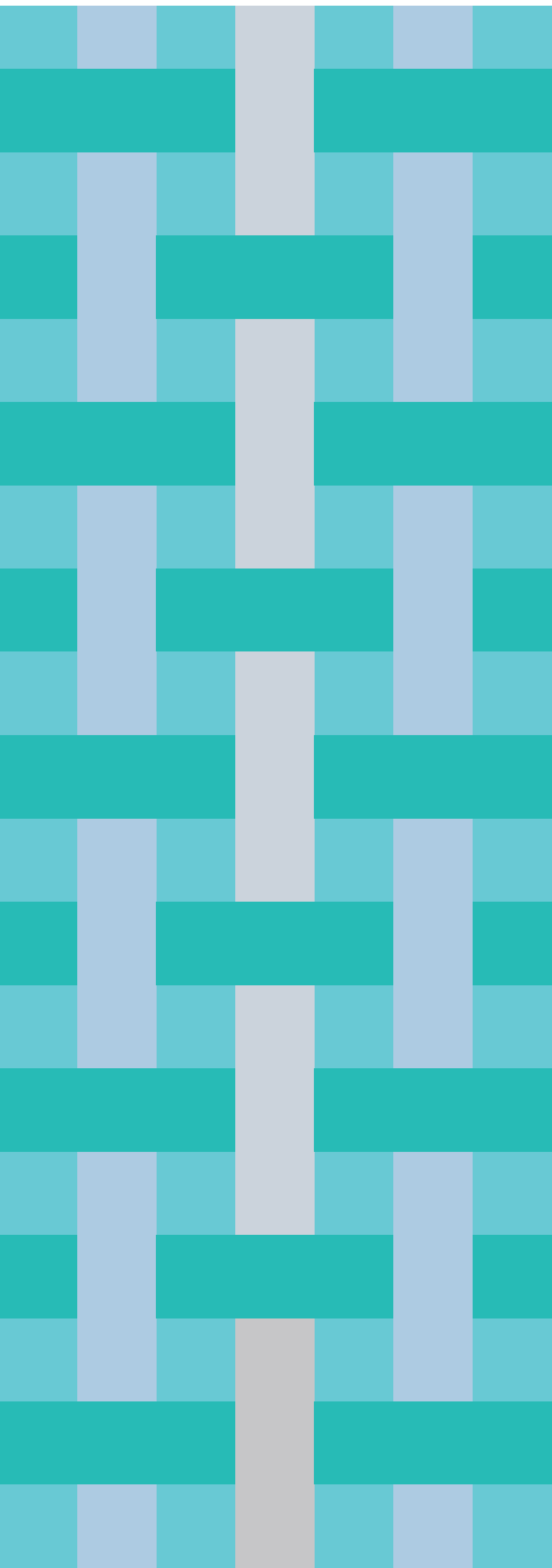
持続可能な地域経営の実現のため、生活と自然の共生を図る環境対策を男女の共同参画により推進します。

数値目標

番号	重点 目標	項目	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
1	Ⅰ	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	70.7%	2023	80.0%	2031
2		学校教育の場において男女平等と感じている人の割合	67.5%	2023	80.0%	2031
3		性別にとらわれず（その子らしく）子育てをしたほうがよいと考える人の割合	43.7%	2023	60.0%	2031
4		社会通念、慣習、しきたりなどで男女平等と感じている人の割合	23.1%	2023	40.0%	2031
5	Ⅱ	農業委員に占める女性の割合	20.0%	2023	30.0%	2032
6		女性農業経営士の認定者数	2人	2023	3人	2032
7		集落の区長に占める女性の割合	10.9%	2023	20.0%	2032
8		役場の管理的地位（課長級以上）に占める女性の割合	0.0%	2023	20.0%	2032
9		町の審議会等附属機関※の委員に占める女性の割合 ※地方自治法第202条の3	19.0%	2023	22.0%	2032
10	Ⅲ	雇用されて仕事をしている人のうち性別による格差がないと感じている人の割合	27.1%	2023	50.0%	2031
11		保育所待機児童数	0人	2023	0人	2032
12		家庭生活において男女平等と感じている女性の割合	31.8%	2023	50.0%	2031
13		役場の男性職員の育児休業取得率	33.3%	2022	100.0%	2031
14	Ⅳ	女性の特定健診受診率（40～64歳）	29.1%	2022	60.0%	2029
15		女性の子宮頸がん検診受診率（20～69歳）	20.9%	2022	50.0%	2029
16		女性の乳がん検診受診率（40～69歳）	23.0%	2022	50.0%	2029
17		健康にとっても不安を感じている人の割合	16.8%	2023	10.0%	2031
18	Ⅴ	過去5年間に交際相手や元交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性の割合	(18.4%) ※1	2023	10.0%	2031
19		過去5年間に配偶者や元配偶者から暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性の割合	(31.3%) ※2	2023	15.0%	2031
20	Ⅵ	生活に困窮していると感じている女性の割合	36.4%	2023	25.0%	2031
21		十分に働けていない、働く場や機会がないと感じている女性の割合	22.6%	2023	15.0%	2031
22		自分は孤独であると感じている女性の割合	25.2%	2023	15.0%	2031
23		困っていても支援が受けられないと感じる女性の割合	32.2%	2023	15.0%	2031
24		家族との関係が難しいと感じる女性の割合	21.6%	2023	15.0%	2031
25		自分は孤独であると感じている男性の割合	21.8%	2023	15.0%	2031
26		職場や学校、家庭などの場で、「男だから」という固定観念やプレッシャーにより生きづらさや不便さを感じる男性の割合	26.7%	2023	20.0%	2031
27		男女共同参画地域推進員の人数	3人	2023	7人	2032
28	Ⅶ	地域活動の場において男女平等と感じている人の割合	48.8%	2023	60.0%	2031
29		町全体で見た場合に男女平等と感じている人の割合	33.4%	2023	60.0%	2031
30		災害や事件・事故の不安を感じる女性の割合	54.0%	2023	40.0%	2031
31		地方防災会議委員に占める女性の割合	4.2%	2023	8.3%	2032
32		消防団における女性の割合	10.6%	2023	20.0%	2032

※1 参考値：交際相手がいた（いる）人のうち、その交際相手や元交際相手から身体的・精神的・性的暴力のいずれかの暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性の割合（交際相手がいなかった（いない）人と無回答者を除く。）

※2 参考値：結婚経験者（事実婚を含む。）のうち配偶者や元配偶者から身体的・精神的・性的暴力のいずれかの暴力や嫌がらせを受けた経験のある女性の割合（無回答者を除く。）



瀬戸内町企画課

〒894-1506

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23

電話：0997-72-1111

e-mail：kikaku@town.setouchi.lg.jp